

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

改元に伴う建設業法施行規則等の様式の改正について（通知）

本年5月1日に元号が「令和」に改められることに伴い、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月5日国土建第8号）を発出し、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて通知したところです。

今般、建設業法施行規則等の省令に規定されている様式について、「平成」を「令和」に改める等、改元に伴う改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。なお、運用については下記と併せて、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月5日国土建第8号）の通知内容を原則としておりますので併せて遺漏のないよう措置願います。

記

1. 今回改正を行った様式について

- ・建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）
様式第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第11号の2、第12号、第13号、第15号、第16号、第17号、第17号の2、第17号の3、第18号、第19号、第20号の3、第22号の2、第22号の3、第22号の4、第23号、第24号、第25号、第25号の4、第25号の6、第25号の7、第25号の8、第25号の9、第25号の10、第25号の11、第25号の12、第25号の14、第25号の15、第26号及び第27号
- ・公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）
様式第1号、第2号及び第3号
- ・建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）
様式第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号
- ・施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）
第1号（イ）（ロ）及び第2号（イ）（ロ）

- ・解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）
様式第3号
- ・特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）
様式第1号及び第2号

2. 改正の内容について

- ・1. の様式について、「平成」を「令和」に改正するとともに、元号を表す記号を追加すべきところには「R」を加えた。

3. 経過措置について

- ・5月7日以降であっても、改正前の様式を用いた申請は有効とする。この場合においては、 のように修正を行う等の対応を行うほか、 のような記載であっても有効であるものとする。

令和

「~~平成~~元年 5月 8日」

「平成31年 5月 8日」

- ・改正後の様式において「自令和 年 月 日 至令和 年 月 日」等と期間を記載する必要がある部分について、起点日が平成である場合は、 のように修正を行う等の対応を行うほか、 のような記載であっても有効であるものとする。

平成

「自~~令和~~31年4月1日 至令和2年3月31日」

「自令和 元年4月1日 至令和2年3月31日」

また、改正前の様式を利用し提出を行うことも有効とし、 のように修正を行う等の対応を行うほか、 のような記載であっても有効であるものとする。

令和

「自平成31年4月1日 至~~平成~~2年3月31日」

「自平成31年4月1日 至平成32年3月31日」

以上

三 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）様式第八、第十一から第十三まで、第二十二の二から第二十二の四まで、第二十二の八、第二十二の十二から第二十二の二十まで及び第二十四

四 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第二十三号）様式第三

五 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）様式第十

六 消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令（平成十二年通商産業省令第三十八号）様式第一及び第三

七 中小企業支援法第十三条第一項に規定する情報提供業務を行う者の認定に関する省令（平成二十五年経済産業省令第四十六号）別記様式

八 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）様式第一、第二、第九、第十四及び第十八

第二条 次に掲げる省令の様式中「平成 年」を「令和 年」に改める。

一 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）様式第九及び第十一

二 商標法施行規則の一部を改正する省令（平成三年通商産業省令第七十号）附則様式第一

三 特許法施行規則の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号）附則様式第二から第五まで

四 特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成七年通商産業省令第五十七号）附則様式第一から第三まで

五 商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第一及び第三から第五まで

六 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）様式第一から第六まで及び第八から第十まで

第三条 次に掲げる省令の様式中「平成 年」を「令和 年」に、「平成〇〇年」を「令和〇〇年」に、「平成何年」を「令和何年」に、「平成〇年度」を「令和〇年度」に改める。

一 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）様式第二から第十五の二まで、第十五の四から第十八まで、第二十、第二十二、第二十六から第二十八の二まで、第三十一の五、第三十一の九、第三十二から第三十四まで、第三十六から第三十八まで、第四十、第四十一、第四十四、第四十六、第四十八、第五十、第五十二、第五十三から第六十六まで及び第六十九から第七十五まで

二 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）様式第一、第二、第六、第八から第十二まで及び第十四から第十五まで

三 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）様式第一から第九の二まで、第十から第十一まで、第十一の三、第十二及び第十三から第二十三まで

四 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）様式第七から第十八まで

五 実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）様式第六

六 商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）様式第六から第八まで

○国土交通省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、水害予防組合法による予算調製の式及び費用流用その他財務に関する件等の一部を改正する省令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、水害予防組合法による予算調製の式及び費用流用その他財務に関する件（明治四十一年内務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月七日

国土交通大臣 石井 啓一

第一条 水害予防組合法による予算調製の式及び費用流用その他財務に関する件（明治四十一年内務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「平成」を「令和」に改める。

七 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）様式第十一の五及び第十五

八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第一から第八まで、第十、第十二から第二十八まで及び第三十二から第四十の三まで

九 商標法施行規則の一部を改正する省令附則様式第二及び第三

十 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）様式第一及び第二

十一 商標法施行規則等の一部を改正する省令附則様式第二及び第六

十二 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令（平成十九年経済産業省令第十四号）様式第一から第三まで

第四条 航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）様式第十五中「昭和」及び「平成」を削る。

第五条 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改める。

第十九条並びに様式第一から第五まで、第九から第十六まで及び第十八から第二十二まで中「平成 年」を「令和 年」に、「平成何年」を「令和何年」に、「平成〇年度」を「令和〇年度」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二号

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、研究開発事業計画の認定等に関する命令及び統括事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

研究開発事業計画の認定等に関する命令及び統括事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する省令

内閣府、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

世耕 弘成

第一条 研究開発事業計画の認定等に関する命令（平成二十四年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

省、令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第三、様式第四及び様式第五中「平成 年」を「令和 年」に改める。

内閣府、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

第二条 統括事業計画の認定等に関する命令（平成二十四年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第三、様式第四、様式第五及び様式第六中「平成 年」を「令和 年」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

内閣府、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

国土交通大臣 石井 啓一

別記第三十六号の九様式第一面中「平成」を削り、同様式第二面中「昭和・平成」を削り、「平成」を「年 月 日」に改める。
 別記第三十六号の十様式第一面中「平成」を削り、同様式第二面中「昭和・平成」を削り、「平成」を「年 月 日」に改める。
 別記第三十六号の十一様式第一面中「平成」を削り、同様式第二面中「昭和・平成」を削り、「平成」を「年 月 日」に改める。
 別記第三十七号様式から別記第三十七号の五様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第三十七号の六様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。
 別記第三十七号の七様式から別記第三十七号の九様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第三十七号の十様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。
 別記第三十七号の十一様式から別記第三十七号の十三様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第三十七号の十四様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。
 別記第三十七号の十五様式から別記第三十七号の十七様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第三十七号の十八様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。
 別記第三十七号の十九様式から別記第四十二号の二十三様式まで、別記第四十三号様式から別記第四十九号の三様式まで及び別記第四十九号の五様式から別記第五十号様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第五十一号様式中「平成 年 月 日 氏名」を「年 月 日 氏名」に改める。
 ※登録 年月日 平成 年 月 日

を
 ※登録 年月日 年 月 日
 別記第五十二号様式から別記第六十号様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第六十号の二様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。
 別記第六十号の三様式から別記第六十三号の二様式まで及び別記第六十五号様式から別記第六十七号の二様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第六十七号の三様式第一面中「平成」を削り、同様式第三面中「昭和・平成」を削り、「平成」を「年 月 日」に改める。
 別記第六十七号の四様式第一面中「昭和・平成」を削り、同様式第二面中「平成」を削り、「平成」を「年 月 日」に改める。
 別記第六十七号の五様式、別記第六十八号様式及び別記第六十九号様式中「平成」を削る。
 (建築動態統計調査規則の一部改正)
 第六条 建築動態統計調査規則(昭和二十五年建設省令第四十四号)の一部を次のように改正する。
 別記第二号様式から別記第五号様式までの様式中「平成」を「令和」に改める。
 (公営住宅法施行規則の一部改正)
 第七条 公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号)の一部を次のように改正する。
 別記第一号様式から別記第三号様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第四号様式中「平成」を削る。
 (港湾法施行規則の一部改正)
 第八条 港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三号の二様式中	生年月日 年 月 日 ※ 1 明治 3 昭和 4 平成	生年月日 年 月 日 ※ 1 明治 3 昭和 5 令和 2 大正 4 平成	設立年月日 年 月 日 ※ 1 明治 3 昭和 4 平成	設立年月日 年 月 日 ※ 1 明治 3 昭和 5 令和 2 大正 4 平成
----------	--------------------------------	--	---------------------------------	---

(公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正)
 第九条 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令二十三号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第一号中「平成」を「令和」に改める。
 別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。
 別記様式第三号中「平成」を「令和」に改める。
 (航空法施行規則の一部改正)
 第十条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

（道路法施行規則の一部改正）

第十一条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五、別記様式第五の四及び別記様式第七の四中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（水位及び流量調査作業規程準則の一部改正）

第十二条 水位及び流量調査作業規程準則（昭和二十九年総理府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

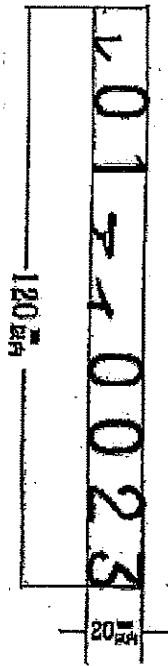
別表第六及び別表第八から別表第十一までの様式中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（建設機械抵当法施行規則の一部改正）

第十三条 建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

別記様式第二号（備考を除く）を次のように改める。



別記様式第二号備考②中「**イ**」を「**ロ**」に「平成元年」を「令和元年」に、「**ロ**」を「**イ**」に改める。

別記様式第三号から別記様式第七号までの様式中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（降水量調査作業規程準則の一部改正）

第十四条 降水量調査作業規程準則（昭和二十九年総理府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までの様式中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第十五条 土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八から別記様式第十一までの様式中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（都市公園法施行規則の一部改正）

第十六条 都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（水質調査作業規程準則の一部改正）

第十七条 水質調査作業規程準則（昭和三十三年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第六中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

(施工技術検定期則の一部改正)

第二十一条 施工技術検定期則(昭和三十五年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。

〔明治 平成〕

別記様式第一号(イ)及び別記様式第二号(ロ)中 大正 年 月 日 を 大正 令和 年 月 日 に改める。

昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 〕

〔大正 平成〕

別記様式第二号(イ)及び別記様式第二号(ロ)中 昭和 年 月 日 を 大正 令和 年 月 日 に改める。

平成 年 月 日 昭和 年 月 日 〕

(車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部改正)

第二十二條 車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(河川法施行規則の一部改正)

第二十三條 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八及び別記様式第八の二中「七号」を「令五」に改める。

別記様式第十五中「平成」を「令和」に改める。

(河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則の一部改正)

第二十四條 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則(昭和四十年建設省令第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二中「七号」を「令五」に改める。

(下水道法施行規則の一部改正)

第二十五條 下水道法施行規則(昭和四十二年建設省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第四中「七号」を削る。

(積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正)

第二十六條 積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和四十六年建設省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十中「五号 年 月 日」を「令四 年 月 日」に改める。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十七條 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則(昭和四十七年自治省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの様式中「七号」を「令三」に改める。

(新都市基盤整備法施行規則の一部改正)

第二十八條 新都市基盤整備法施行規則(昭和五十年建設省令第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八及び別記様式第九中「七号」を「令三」に改める。

(地籍簿の様式を定める省令の一部改正)
第二十九条 地籍簿の様式を定める省令(昭和五十三年総理府令第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中		を		に改める。	
昭和	年	月	日から	平成	年
平成	年	月	まで	令和	年
平成	年	月	日	令和	年
平成	年	月	日	令和	年

(貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令の一部改正)

第三十条 貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令(平成七年運輸省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「平成」を「令字」に改める。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第三十一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「平成」を削る。

(建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正)

第三十二条 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)の一部を次のように改正する。

別記第二号の様式及び別記第十号の二の三様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第三十三条 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第九十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「平成」を「令字」に改める。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第三十四条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第一百十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中
 明治 大正 昭和 平成 を 明治 大正 昭和 平成 に改める。

別記様式第二号中
 明治 大正 昭和 平成 を 明治 大正 昭和 平成 に改める。
マンション管理士試験に合格した年月日 平成 令和 に改める。

別記様式第十号の三中
 明治 大正 昭和 平成 を 明治 大正 昭和 平成 に改める。

別記様式第十一号の備考、別記様式第十二号(添付書類)④の備考中
M 明治 S 昭和 R 令和
T 大正 H 平成 を M 明治 S 昭和 R 令和
T 大正 H 平成 に改める。

別記様式第十五号中
 明治 大正 昭和 平成 を 明治 大正 昭和 平成 に改める。

別記様式第十七号の備考中

M	明治	S	昭和	
T	大正	H	平成	

を

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

に改める。

別記様式第二十三号の三中

明治 大正 昭和 平成

を 明治 大正 昭和 平成 令和

に改める。

別記様式第二十四号の備考中「元号のコードとして「H」を「元号のコードとして「R」に「H」を「R」に改める。

(小型船舶登録規則の一部改正)

第三十五条 小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)の一部を次のように改正する。

第九号様式、第十号様式及び第十二号様式から第十四号様式までの様式中「平成」を削る。

(特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正)

第三十六条 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「平成」を「令和」に改める。

(特定外貨埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正)

第三十七条 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

生年月日	年	月	日	を	生年月日	年	月	日	を	生年月日	年	月	日	を	生年月日	年	月	日	を	生年月日	年	月	日		
※	1	明治	3	昭和	※	1	明治	3	昭和	5	令和	※	1	明治	3	昭和	4	平成	※	1	明治	3	昭和	5	令和
	2	大正	4	平成		2	大正	4	平成		2	大正	4	平成		2	大正	4	平成		2	大正	4	平成	

に改める。

(海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正)

第三十八条 海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(平成二十年国土交通省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式から第四号様式までの様式中「平成」を削る。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正)

第三十九条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「平成」を「令和」に改める。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正)

第四十条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第二十まで及び別記様式第二十二から別記様式第二十五までの様式中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

(国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正)

第四十一条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。